

年金のお知らせ

■国民年金保険料に免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル ☎0570（003）004」または

は、「青梅年金事務所 ☎30・3410」へ問い合わせください。

■年金相談・お手続きの際は、予約相談をご利用ください

日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

○予約専用受付電話 ☎0570（05）4890

○受付時間
・午前8時30分～午後5時15分（土日祝日および年末年始を除く）

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

◆問い合わせ、予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意ください。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30・3410
住民課 ☎83・2182

アダプト制度に

参加しませんか

（美化・清掃などの活動）

町では、環境美化に対する町民意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、町民のみなさんが道路、水路などの里親となり、責任をもって美化活動などを行い、これを町が支援する「公共施設アダプト制度」を実施しており、清掃用具の貸し出しなどを行っています。

この制度に参加していただける団体を募集します。

〔対象〕
①町内在住・在勤・在学の方で構成されている団体

②公共施設の一定区域において1年以上の期間を通じ美化、清掃などを行うことができること

※問い合わせは、環境整備課 ☎83・2367

公共下水道への接続

合併処理浄化槽への転換のお願い

町の全区域の公共下水道は、供用開始後3年以内に、宅地内の便所、風呂、台所などから公共下水ますまでの排水設備を自己負担で接続する必要があり、浄化槽の廃止や水洗便所などへの改修をお願いしてききましたが、平成28年度の供用開始後3年を過ぎたため、今後はくみ取り手数料が有料となります。

また、一部の地域のみなさんは、浄化槽区域として町管理型合併処理浄化槽への転換をお願いしています。

※問い合わせは、環境整備課 ☎83・2367

『浸水への備え』をお願いします！

東京都下水道局では、

雨期になる6月を「浸水対策強化月間」と定め、地域のみなさんに浸水の備えをお願いしています。道路の雨水ますや側溝がふさがっていると、雨水が雨水管に流れ込まず、浸水の危険性が高まりますので、ゴミを入れたり、上に物を置かない

ようにしましょう。また、東京の雨が一目でわかる「東京アメッシュ」をインターネットで公開しています。

http://www.gesui.metro.tokyo.jp/ ※問い合わせは、東京都下水道局流域下水道本部 ☎042（527）

4828

年金・下水道ほか